

介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠 運営規程

(介護予防短期入所療養介護)

(主旨)

第1条 この規程は、医療法人 桃潤会（以下「法人」という。）が開設する介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠（以下「当施設」という。）が行う指定介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するため、介護保険法（以下「法」という。）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、当施設で指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたる従業者が、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

当施設では、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、指定短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話等の適切なサービスの提供を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、授業

者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4

当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5

当施設及び施設従業者は、明るく家庭的な雰囲気の中、地域と家庭との連携を重視した運営に心がけ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って適正な施設サービスを提供する。

6

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8

当施設は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠
- (2) 開設年月日 平成4年5月20日
- (3) 所在地 山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地
- (4) 電話番号 055-272-8611 FAX番号 055-272-8653
- (5) 管理者名 中澤 正樹
- (6) 介護保険事業所番号 1950680007号

(従業者の職種、員数)

第5条

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名以上
- (3) 薬剤師 1名以上

- | | | |
|------|-------------|-------|
| (4) | 看護職員 | 9名以上 |
| (5) | 介護職員 | 25名以上 |
| (6) | 支援相談員 | 2名以上 |
| (7) | 理学療法士他 | 1名以上 |
| (8) | 管理栄養士または栄養士 | 1名以上 |
| (9) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (10) | 調理員 | 適当数 |
| (11) | 業務員 | 適当数 |
| (12) | 事務員 | 適当数 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の指導及び監督に従事するとともに、市町村及び関係諸機関との連絡調整を図る等、施設の運営管理を行う。
- (2) 医師は、利用者の健康管理、保健指導及び施設内診療に従事する。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の指定介護予防短期入所療養介護計画及び指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の指定介護予防短期入所療養介護計画及び指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともにレクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士または栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の指定介護予防短期入所療養介護計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 調理員は、管理栄養士または栄養士の指示に従い、給食調理に従事する。
- (10) 業務員は、上司の指示命令を受け業務に従事する。
- (11) 事務員は、施設の運営に係る庶務及び経理事務並びに受付事務に従事する。

(入所定員)

第7条

当施設の指定介護予防短期入所療養介護の利用定員は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(定員の遵守)

第8条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室定員を遵守する。

(内容・手続きの説明及び同意)

第9条

当施設は、サービス提供の開始に際して、事前に入所申込者またはその家族に対して運営規程の概要・従業員の勤務体制及びその他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護のサービス内容)

第10条

当施設の指定介護予防短期入所療養介護のサービスは、利用者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される指定介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理や口腔衛生の管理とする。サービスの提供に係る各種加算については別紙利用料金表の通り。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1)

保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。(別紙1参照)

(2)

利用料として、滞在費、食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、教養娯楽費、理美容代、日用品費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(3)

「食費」及び「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階②まで

)の利用者の自己負担額については、重要事項説明書をご覧ください。

(身体の拘束等)

第12条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師が様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、いかに掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、いかに掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(通常の送迎の実施地域)

第15条

当施設が提供する居宅サービスの通常の送迎の実施地域は、市川三郷町、中央市（旧豊富村・旧田富町）とする。

※ ただし、上記地域以外で利用がある場合は、検討し適応する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第16条 当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

(1)

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(2) 食事は、次のとおりとする。

朝食 8時から

昼食 12時から

夕食 18時から

(3) 面会は、9時から20時とさせていただきます。

(4) 外出は、届出書に記入し、サービスステーションに提出してください。

(5)

喫煙は、施設内では、職員がお預かりいたします。喫煙するときは、所定の場所にてお願いします。

(6)

所持品・備品等の持ち込みは、高価な物をご遠慮ください。また、所持品にはすべて記名してください。

(7) 金銭・貴重品の管理は、現金の持ち込みをご遠慮ください。

(8) 外出時等の施設外での受診は、あらかじめ看護師にお申し出ください。

(9)

保険証は新しくなったときは、速やかにご連絡ください。ご連絡がない場合は、自費になることもあります。

(サービスの取扱方針)

第17条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行う。

2

サービスの提供は、指定介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者個人の状態に応じて行い、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

3

従業者は、サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して必要事項を分かりやすく説明する。

4

利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合においては、その態様及び時間その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

6 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(非常災害対策)

第18条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回実施
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (5) 当施設は（4）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第20条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第21条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護

保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第22条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人桃潤会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第23条

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第24条

入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2

感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(掲示)

第25条

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要・従業員の勤務体制・協力病院・利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第26条

要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2

当施設から退所者を紹介することの対償として、居宅介護支援事業者またはその従業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第27条

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付箱を設置するなど、必要な措置を講じるとともに、その内容を記録するものとする。

2

提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、掲示の求めまたは市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

3

サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第28条

当施設は、運営にあたって地域住民または住民活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第29条

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼する。

3

事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4

前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

(守秘義務及び個人情報の保護)

第30条

従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(会計区分)

第31条

当施設は、施設サービス（介護予防サービス）及び居宅サービス（介護予防サービス）の経理を区分するとともに、会計準則に基づいて適正な処理を行う。

(記録の整備)

第32条 従業者、設備及び会計に関する諸記録等を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 退所後、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の記録
- (3) 具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第33条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2

運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3

当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4

介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人桃潤会 介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠の役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年8月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年12月21日より施行する。

この運営規程は、令和1年10月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。